

令和2年5月15日

新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドライン（暫定版）

5月18日（月）以降、順次営業が可能となることを踏まえ、各施設における基本的な感染防止対策の基準を策定する。

本ガイドラインは、各業界においてガイドラインが策定されるまでの暫定的なものであり、当該ガイドラインが示されれば、これに従うこととする。

なお、万が一感染事例が発生した場合には、速やかに県へ連絡し、利用客の名簿の提出など保健所の調査への協力が感染防止に有効である。

1 感染防止のポイント

新型コロナウイルス感染症については、飛沫感染（感染者から放出された飛沫を口等から吸い込んで感染）及び接触感染（感染者の飛沫が手に付着し、その手で口などを触ることで感染）を防止することが重要であることから、3密の回避や、手などの接触場所の清掃・消毒、従業員の健康管理が必要となる。また、利用客にも感染防止対策への協力を求めることが必要である。

2 「三つの密」を避ける

① 密閉空間を避ける

- 入り口のドアや窓を開け（1時間に2回以上）、常時換気扇を回し換気
- 個室などの密閉した部屋の使用停止

② 密集場所・密接場所を避ける（※別図参照）

- 座席は対面ではなく横並び
- 人と人が対面する場所はパーテーションやビニールカーテンを設置。
または、人と人との間隔（2m（最低1m）を目安）を確保
- 多数来店時の入場制限の実施
- 入退店時や会計時のレジ等における客同士の間隔の確保（2m（最低1m）を目安）
- 喫煙場所の利用人数の制限

3 お店側（従業員）の対策

- 発熱等の症状がある場合の出勤制限など従業員の健康管理の徹底
- 従業員のマスク着用、こまめな手洗い、手指消毒の徹底
- 客ごとにテーブル・いす等の共用部を清掃・アルコール消毒等
- 共用部（ドアノブ、蛇口、押しボタンなど）の定期的な清掃・アルコール消毒等
- 使用済みの食器やごみを扱う際は手袋着用又はその後の手洗いの徹底

- ☑ユニフォームのこまめな洗濯
- ☑トイレにおけるハンドドライヤー、共通タオルの使用停止
- ☑従業員の休憩スペースの利用人数の制限
- ☑感染者が発生した場合に備え、利用客の連絡先を把握（個人情報の取扱いに十分注意）
- ☑他人と共用する物品の低減（キャッシュレスや自動ドア利用など）

4 利用客に依頼する対策

- ☑発熱等の症状がある方の入場制限
- ☑入店時、トイレ使用時の手指消毒
- ☑食事時以外のマスク着用、咳エチケット
- ☑以下の事項を利用客に依頼
 - ・長時間の利用を控える
 - ・大声での会話を控える

5 その他の対策

- ☑マスク着用の場合、耳の不自由な方が困らないよう筆談等の配慮

6 県外からの来訪者への対策

- ☑ 県外の方への来店自粛を促す対策（直接伝達、周知看板・ポスター設置）

（別図）

